

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進 (障害福祉計画)

第1節 障害福祉計画とは

第2節 障害福祉サービス等の数値設定に
あたっての基本的考え方

第3節 障害福祉サービス等の量の見込み

第4節 障害福祉サービス等の目標値の設
定及び目標達成のための方策

第1節 障害福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人の支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、児童福祉法の改正により、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保に関する事項等を定める「障害児福祉計画」の策定が新たに義務付けられ、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるものとされました。本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画を「第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年度～平成32年度）」として一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

本計画は、国が示す「基本指針」に基づき、障害福祉サービスや障害児通所等支援、その他の支援等の今後3年間の数値目標を設定し、それらが総合的に提供されるよう連携体制の整備と確保等について取り組むことを目的に、山口県との連携のもと、周南圏域での調整を図りながら策定します。

第2節 障害福祉サービス等の数値設定にあたっての基本的考え方

1 計画の基本的視点

本計画は、光市障害者福祉基本計画に定める基本理念を踏まえつつ、国が示す基本方針に沿い、次に掲げる視点に配慮して策定します。

（1） 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていきます。

（2） 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等とし、サービスの充実を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていていところであり、引き続きその旨の周知を図っていきます。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

（3） 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

（4） 共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組みを計画的に推進します。

（5） 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から、身近な地域でライフステージに沿った支援ができるよう、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供できる体制の構築を進めます。

2 第4期計画から第5期計画へ

＜第4期計画からの変更点＞

第5期計画では、法の施行により、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、サービスの追加や変更があります。また、各年度におけるサービス必要量の見込みの設定について変更があります。

主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 障害のある人の望む地域生活の支援

- ア 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談助言等を行う自立生活援助の創設
- イ 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援の創設
- ウ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となるよう訪問先を拡大

(2) 障害児支援の提供体制の計画的な整備

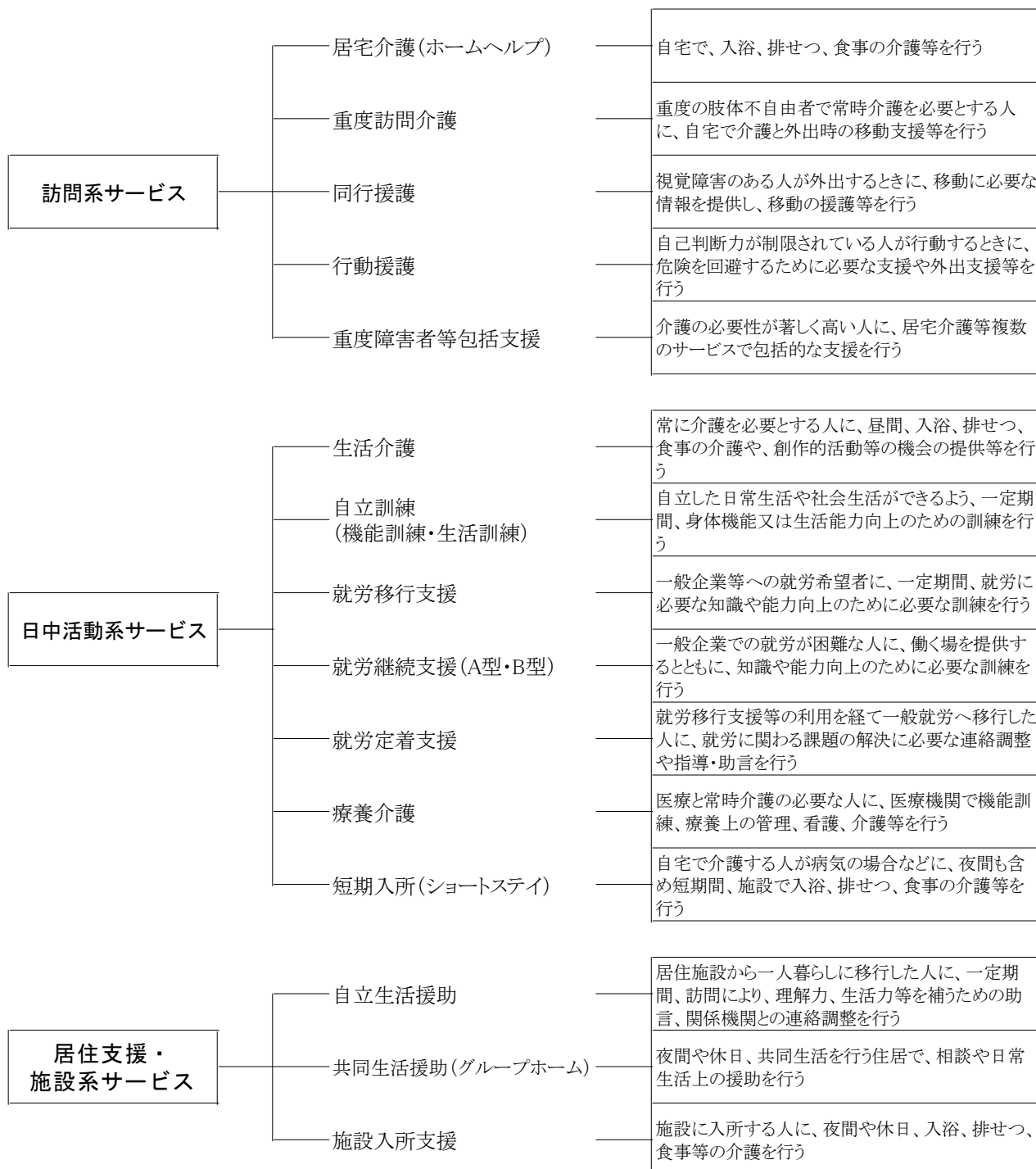
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定めます。

3 見込量算定にあたっての基本的考え方

見込量算定にあたっては、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとします。第4期計画の実績及び検証分析から、第5期見込量を算定します。また、周南圏域で行った総合支援学校在籍生徒の進路希望調査及び障害のある人からの相談を受ける中で、ニーズの把握に努めました。さらに、事業所と連携し、施設整備の予定も勘案し、見込量の算定を行いました。

- ①第4期計画の進捗状況や各種サービスの利用実績等の検証分析を踏まえる。
- ②総合支援学校在校生（1～3年）を対象とした進路意向調査の結果を踏まえる。
- ③今後3年間に新たに施設整備予定のあるサービスについての情報を踏まえる。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

相談支援	計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、自立した生活を支え、適切なサービス利用及びきめ細やかな支援を行う
	地域移行支援	施設入所者や入院中の精神障害者及び矯正施設退所者の、住居の確保や地域生活に移行するための支援等を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や支援等を行う
障害児支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用している障害児を対象に、障害児支援利用計画を作成し、サービス調整及び各種支援を行う
地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能や視覚障害等のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣を行う
	日常生活用具給付事業	重度障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に対して、外出のための支援を行う
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産機会の提供等の基礎事業に加え、機能体系により相談支援や機能訓練、入浴サービス等を行う
	日中一時支援事業	日中、監護する者がいない等、一時的な見守りが必要な障害者(児)に活動の場の提供や日常的な訓練等を行う
	生活訓練事業	視覚障害のある人への料理教室を開催し、調理指導・栄養指導等を行う
	福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人に斡旋を行う
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るため、スポーツ・レクリエーション等の大会を行う
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人へ、点訳・音訳等の方法により、市の広報、生活情報等の定期的な提供を行う
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障害のある人の社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得費用の助成や自動車改造費用の助成を行う	

第3節 障害福祉サービス等の量の見込み

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者の居宅を訪問して、介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

(1) 居宅介護、重度訪問介護

<サービス内容>

居宅介護は、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

重度訪問介護は、重度の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

居宅介護については、長期入院していた精神障害者の地域移行などによる利用の開始やひとり暮らしの増加により、見込量を上回る利用で推移しています。

重度訪問介護については、見込量を下回る実績となっています。主な理由としては、65歳到達による介護保険制度への利用移行が考えられます。

(単位:時間/年)

区分/年度		27	28	29
居宅介護	見込量	3,810	4,050	4,290
	利用実績	5,225	6,485	(見込) 6,579
重度訪問介護	見込量	3,120	3,570	4,020
	利用実績	3,191	2,121	(見込) 1,950

<計画>

以下各項目における、計画や見込値については、県等と調整ののちお示しします。

(2) 同行援護

＜サービス内容＞

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

視覚障害のある人の外出ニーズが高まっており、見込みを上回る実績となっています。

(単位:時間/年)

区分/年度		27	28	29
同行援護	見込量	1,620	1,800	1,800
	利用実績	1,751	1,890	(見込) 1,939

(3) 行動援護

＜サービス内容＞

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、移動支援事業（地域生活支援事業）等で同等のサービス提供を行っています。

(単位:時間/年)

区分/年度		27	28	29
行動援護	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	(見込) 0

(4) 重度障害者等包括支援

＜サービス内容＞

介護の必要性が著しく高い人に、一つの事業所が居宅介護等の複数のサービスを包括的に実施する事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、複数の事業所が行うさまざまなサービスを組み合わせることで、同等のサービス提供を行っています。

(単位:時間/年)

区分/年度		27	28	29
重度障害者等 包括支援	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	(見込) 0

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

(1) 生活介護

＜サービス内容＞

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

28年度は、サービス提供事業所が定員を増やしたこと、29年度は総合支援学校を卒業した人の新規利用による増加があったことから見込を上回っています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
生活介護	見込量	35,306	35,514	35,514
	利用実績	34,407	35,946	(見込) 37,006

(2) 自立訓練

＜サービス内容＞

自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。機能訓練については、標準利用期間が最長1年6か月、生活訓練については最長2年となっています。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

機能訓練については、近隣に事業所が開設されたことに伴う、利用開始がありました。生活訓練については、精神障害者を中心に利用がされており、実績は見込を上回っていますが、実績は横ばい傾向で推移しています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
自立訓練 (機能訓練)	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	(見込) 357
自立訓練 (生活訓練)	見込量	2,100	2,300	2,300
	利用実績	3,548	2,964	(見込) 3,112

(3) 就労移行支援

＜サービス内容＞

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

総合支援学校卒業者を中心に就労移行支援での短期間の訓練を経て、就労系サービスへ移行している状況にあり見込量を下回っています。特に29年度はその傾向が著しく、利用実績の大幅な減少が見込まれます。要因の一つとして、就労系サービス事業所が相次いで開設されたことが考えられます。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
就労移行支援	見込量	1,920	1,973	2,100
	利用実績	1,217	1,476	(見込) 558

(4) 就労継続支援

＜サービス内容＞

A型事業所は、雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労に向けた支援を目的とした、必要な訓練を行う事業です。

B型事業所は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

A型については、第4期計画策定時は事業所の新設を見込んでいませんでしたが、28年度に市内に2事業所が開設されたことにより、見込を大幅に上回っています。

B型事業所については、A型事業所の開設の影響により見込は下回っているものの、重度の障害のある人の利用を中心に実績は増加しています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
就労継続支援（A型）	見込量	3,756	4,005	4,254
	利用実績	4,163	4,910	(見込) 7,066
就労継続支援（B型）	見込量	16,899	18,327	18,579
	利用実績	16,449	16,482	(見込) 17,287

(5) 就労定着支援

＜サービス内容＞

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う事業です。

第5期計画から創設された新たな事業です。

(6) 療養介護

＜サービス内容＞

長期間の医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の世話をを行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

退所者及び新規利用者がなかったため、見込量を下回る実績となっています。

(単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
療養介護	見込量	21	21	21
	利用実績	20	20	(見込) 19

(7) 短期入所（ショートステイ）

＜サービス内容＞

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介助を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

平成28年度は、家庭の事情等により長期利用となっていた人の入所・入院や一人当たりの利用日数が減少したこと等から、見込量を下回っています。

(単位:人日/年)

区分/年度		27	28	29
短期入所	見込量	1,047	1,047	1,047
	利用実績	1,053	943	(見込) 1,005

3 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は日中活動系サービス等を利用します。

(1) 自立生活援助

<サービス内容>

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、家事や通院等の地域生活における助言や連絡調整を行う事業です。

第5期計画から新たに創設された事業です。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

<サービス内容>

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

平成29年度に市内に新規事業所が開設され、ニーズに応える体制が整備されたことから、利用実績が増加しました。

(単位：人／年)

区分／年度		27	28	29
共同生活援助	見込量	20	23	26
	利用実績	15	14	(見込) 21

(3) 施設入所支援

<サービス内容>

施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

障害のある人の地域移行を進めるという国の方針に基づき、施設から共同生活援助・共

同生活介護を含む、地域生活への移行による減少を見込んでいましたが、依然として、在宅生活の継続が難しい人の利用希望があることから、実績としては減少していません。

（単位：人日／年）

区分／年度		27	28	29
施設入所支援	見込量	93	90	87
	利用実績	95	97	（見込） 94

4 相談支援

(1) 計画相談支援

<サービス内容>

障害福祉サービスの利用に係る相談や調整、サービス等利用計画の作成などを行う事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

現在、障害福祉サービスの利用者は全て計画相談支援によるサービス利用計画作成の相談支援を受けており、概ね見込みどおりの実績となっています。

(単位：人／月)

区分／年度		27	28	29
計画相談支援	見込量	68	71	71
	利用実績	58.5	64.3	(見込) 68.4

(2) 地域移行支援

<サービス内容>

障害者支援施設や矯正施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等を、地域生活に移行するにあたり、住居の確保や地域生活を送る上での相談、関係機関等への同行支援等を行う事業です。利用期間は6か月以内で、原則として1回に限り更新することができます。

<第4期見込量に対する実績状況>

平成27年度中旬から平成28年度初旬にかけて1人利用があり、利用後は地域へ移行したものの、見込量を下回っています。

(単位：人／月)

区分／年度		27	28	29
地域移行支援	見込量	1	1	2
	利用実績	0.16	0.25	(見込) 0

(単位：人／月)

(3) 地域定着支援

＜サービス内容＞

居宅において、単身で生活している障害者や、家庭の状況等により同居している家族からの支援が受けられない障害者に対し、24時間の相談支援や緊急訪問、緊急対応等を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

居宅において単身で生活している人や、入所施設・精神科病院から退所・退院した人はいましたが、緊急支援・緊急対応等が必要となる利用者はいなかったため、利用実績はなく、計画相談支援による相談支援を行っています。

(単位：人／月)

区分／年度		27	28	29
地域定着支援	見込量	1	1	2
	利用実績	0	0	(見込) 0

5 障害児支援

(1) 児童発達支援

<サービス内容>

就学前の障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う児童発達支援と、肢体不自由があり、機能訓練や医療的ケア等の治療を併せて行う医療型児童発達支援があります。

<第4期見込量に対する実績状況>

児童発達支援は今まで増加傾向にありましたが、保育所等と児童発達支援を併用した利用を希望するケースが増えており、一人当たりの利用回数が減少していることに伴い、29年度の利用実績も減少しています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
児童発達支援	見込量	1,320	900	1,104
	利用実績	930	974	(見込) 738

(2) 放課後等デイサービス

<サービス内容>

就学中の障害のある児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

放課後等デイサービスは、第4期計画中に開設予定の事業所はないと見込んでおりました。さらに、年齢到達による利用終了者を見込み、利用が減少するよう見込んでいましたが、第4期計画中に市内3事業所が開設されるなど、サービス提供体制が充実し、潜在していたニーズが掘り起こされたため、実績が増加しています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
放課後等デイサービス	見込量	4,644	4,860	4,512
	利用実績	4,284	4,743	(見込) 6,274

(3) 保育所等訪問支援

＜サービス内容＞

保育所等を定期的に訪問し、障害のある児童が集団生活に適応できるよう、障害のある児童や保育所等の職員に対し、専門的な支援を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

保育所等に通う発達障害のある児童への支援を行うニーズの高いサービスとして利用を見込んでいましたが、市内に実施可能な事業所がないことから、見込みを下回る実績となっています。

(単位：人日／年)

区分／年度		27	28	29
保育所等訪問支援	見込量	48	48	72
	利用実績	3	4	(見込) 3

(4) 障害児相談支援

＜サービス内容＞

障害児通所支援を利用している児童を対象に、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、サービス調整や生活全般の相談に対応する事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する全ての人が利用計画作成の相談支援を受けています。安定的な利用がされており、モニタリングによる支援の頻度が少なかったことから、実績は見込を下回っています。

(単位：人／月)

区分／年度		27	28	29
障害児相談支援	見込量	22	22	22
	利用実績	14.5	15	(見込) 15.2

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

(1) コミュニケーション支援事業

＜サービス内容＞

意思疎通を図ることが困難な障害者に、手話通訳者等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

見込量を下回る利用実績となっておりますが、各種行事や利用者本人の社会参加により、利用実績は伸びています。

(単位：回／年)

区分／年度		27	28	29
コミュニケーション 支援事業	見込量	21	21	21
	利用実績	10	2	(見込) 10

(2) 日常生活用具給付事業

＜サービス内容＞

重度の障害者及び障害児に対し、排泄管理支援用具等生活の自立を促進するための用具を給付することで、日常生活の便宜を図ることを目的としている事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

見込量を下回っていますが、膀胱・直腸機能障害のある人が増加傾向にあり、排泄管理支援用具の給付が増加していることを主な要因として利用実績は伸びています。

(単位：件／年)

区分／年度		27	28	29
日常生活用具給付 事業	見込量	750	770	790
	利用実績	636	676	(見込) 710

(3) 移動支援事業

ア リフト付タクシー運行事業

＜サービス内容＞

車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者に対する移動支援として、リフトやストレッチャーを装備したタクシーの運行事業を実施しています。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

介護タクシー事業者の新規参入等により、見込量を下回る利用実績となっています。

(単位：件/年)

区分/年度		27	28	29
リフト付タクシー 運行事業	見込量	800	800	800
	利用実績	582	444	(見込) 400

イ 移動支援事業

＜サービス内容＞

単独で屋外での移動が困難な知的障害者（児）、精神障害者に対し、社会参加や外出支援を行う事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

当初見込んでいた利用者の利用実績がなかったこと等により、見込量を下回る実績となっています。

(単位：時間/年)

区分/年度		27	28	29
移動支援事業	見込量	930	975	1,020
	利用実績	800	689	(見込) 739

(4) 地域活動支援センター事業

＜サービス内容＞

障害のある人に対して日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動の機会や社会との交流促進を図る事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

心身障害者福祉作業所1箇所、周南圏域の相談支援事業所1箇所及び身体障害者デイサービスセンターの事業の一部を地域活動支援センターとして運営しています。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

(単位：箇所数)

区分／年度		27	28	29
地域活動支援センター	見込量	3	3	3
	利用実績	3	3	(見込) 3

(5) 日中一時支援事業

<サービス内容>

障害者（児）を障害者支援施設等で一時的に預かることで、障害者等に日中活動の場を提供し、日常的な訓練を行い、また、障害者（児）を日常的に介護している家族の負担軽減を目的とする事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

27年度をピークに減少傾向にあります。主な理由としては、放課後等デイサービスの事業所が複数開設され、障害児の利用が移行したことが考えられます。

(単位：回／年)

区分／年度		27	28	29
日中一時支援事業	見込量	4,187	4,217	4,247
	利用実績	4,200	4,177	(見込) 3,896

(6) 生活訓練事業

<サービス内容>

生活訓練事業として、料理教室や裁縫教室といった、障害のある人が日常生活に必要な訓練や指導を行っています。

<第4期見込量に対する実績状況>

調理や裁縫、整理収納など、生活に身近な訓練を行い、見込を上回る利用がありました。

(単位：人／年)

区分／年度		27	28	29
生活訓練事業	見込量	10	10	10
	利用実績	27	50	(見込) 35

(7) 福祉機器リサイクル事業

＜サービス内容＞

不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人に斡旋する事業です。資源の有効活用として、事業を展開しています。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

使用していた福祉機器の老朽化や不要になった福祉機器の寄付の減少等により、活用できる福祉機器が不足したため、見込量を下回っていましたが、29年度は見込量と同程度の利用を見込んでいます。

(単位：件／年)

区分／年度		27	28	29
福祉機器リサイクル事業	見込量	8	8	8
	利用実績	0	1	(見込) 8

(8) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

＜サービス内容＞

スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るとともに、積極性や協調性を養うことで、障害者の社会参加の促進等を図るための事業です。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

利用実績は、概ね見込量に近い人数で推移しています。周南3市身体障害者ふれあいフェスタや光市心身障害児者体育大会を行っています。

(単位：人／年)

区分／年度		27	28	29
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	350	350	350
	利用実績	302	259	—

(9) 点字・声の広報等発行事業

＜サービス内容＞

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳等、分かりやすい方法により、市の広報、生活情報、その他必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。特に視覚障害者に対する情報支援として重要な事業となっています。

＜第4期見込量に対する実績状況＞

概ね見込みどおりの実績となっています。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

(単位：人／年)

区分／年度		27	28	29
点字・声の広報等発行事業	見込量	14	14	14
	利用実績	13	13	(見込) 13

(10) 運転免許取得・改造費助成事業

<サービス内容>

障害者の社会参加の促進を図るための助成事業として、外出の機会を確保するための事業です。

<第4期見込量に対する実績状況>

概ね見込どおりの実績となっています。

(単位：人／年)

区分／年度		27	28	29
自動車運転免許取得助成	見込量	4	4	4
	利用実績	1	3	(見込) 2
自動車改造費助成	見込量	3	3	3
	利用実績	2	3	(見込) 3

第4節 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策

障害のある人の地域生活を進めるうえで、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行は重点課題です。国の基本指針では、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について、数値目標を設定するよう求めています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、現状の動向等を勘案しながら、各項目についての数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行の推進

ここでは平成28年度末時点の全施設入所者を基準に、平成32年度末時点の「地域移行者数」及び「入所者削減数」の目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は平成28年度末時点の施設入所者から、地域移行者数については9%以上、入所者削減数については2%以上削減することを基本としていますが、県内の状況等を勘案し、山口県との連携のもと、数値目標を以下のとおり設定しました。

目標達成には、グループホームや自立した生活を援助する支援体制の構築が必要であり、山口県と連携し、社会福祉法人や特定非営利活動法人等と協力しながら体制整備に向けた検討を進めます。

項 目	数 値	備 考
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	97人	平成28年度末全施設入所者数（注）
目標年度入所者数（B）		平成32年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活移行者数		施設入所からGH等へ移行する者の数 ※国の基本指針における目標値 9%
【目標値】 入所者削減見込 （A－B）		退院可能な精神障害者の施設利用を加味した平成32年度末までの実質的な施設入所者の削減数 ※国の基本指針における目標値 2%

（注）平成28年度末が国の基準

2 施設^(注)から一般就労への移行の推進

ここでは、「施設から一般就労への移行者数」、「就労移行支援事業の利用者数」について、目標値を設定します。

「施設から一般就労への移行者数」について、国の基本指針における目標値は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上、「就労移行支援事業の利用者数」については、1.2倍以上増加することを基本としています。県内の状況等を勘案し、設定します。

また、就労定着支援の利用を開始してから1年後の職場定着率について、国の基本方針における目標値は、8割以上となっていますが、現在の職場定着率が6割弱とされていることから、山口県と連携のもと、本市における目標値を設定します。

目標達成には、障害のある人の能力や景気の動向により大きく変動することも考えられますが、訓練の成果が社会で活用され社会参加が実現できるよう、施設や職業安定所、相談支援事業所等とも連携を図り、目標の達成を目指します。

(注) ここでいう「施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の 一般就労移行者数	9 人	平成 28 年度において施設を退所し、 一般就労した者の数（注）
【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数		平成 32 年度において施設を退所し、 一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.5 倍
平成 28 年度末の就労移 行支援事業の利用者数	16 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業の 利用者数（注）
【目標値】 目標年度の就労移行支援 事業の利用者数		平成 32 年度末の就労移行支援事業の 利用者数 ※国の基本指針における目標値 1.2 倍
【目標値】 就労定着支援の利用を開 始してから 1 年後の職場 定着率		平成 30 年度末の職場定着率 ※国の基本指針における目標値 80%
		平成 31 年度末の職場定着率 ※国の基本指針における目標値 80%
		平成 32 年度末の職場定着率 ※国の基本指針における目標値 80%

（注）平成 28 年度末が国の基準

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、居住支援機能（共同生活援助又は施設入所支援）に、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を付加した拠点の整備、または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備をすることが求められています。

第5期計画中に、本市における地域生活支援拠点の整備の方向性について、検討を進めます。

4 障害児支援の提供体制の整備等

第5期計画中における障害児支援の提供体制の整備については、発達障害や重症心身障害児等へ対応等、医療機関等との連携による専門的な支援体制の構築が求められることから、県や周南市、下松市と連携のもと、周南圏域における体制整備に努めます。